

定 款

特定非営利活動法人がもう身元保証協会

特定非営利活動法人 がもう身元保証協会 定 款

第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人がもう身元保証協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪市城東区今福西三丁目 2 番 2－2 0 7 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、高齢者や障害者など、身寄りのない方々に対して身元保証の引き受けを軸に、併せて生前事務等の相談支援を行うことにより、彼らが抱える社会的課題の解決を図るとともに、大切な方の看取りに備えることができるなど、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 2 条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 消費者の保護を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 生前事務(身上監護、身元引受保証、生活支援等)の受託事業
 - ② 高齢者のための老人施設の紹介支援事業

- ③ ライフエンディングにかかる遺品整理事業
- ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 前条(1)正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の趣旨・目的を十分理解していること
- (2) この法人の活動を妨害する目的を有しないこと
- (3) 暴力団もしくはその構成員ではないこと

2 前条(1)正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、申込者が前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。代表理事は、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって当該申込者にその旨を通知しなければならない。

3 前条(2)賛助会員の入会申込があった場合は、代表理事は速やかに理事会にその入会の適否を諮らなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既納の入会金及び会費は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 代表理事以外の理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表

理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された

事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、若しくは記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議 決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、若しくは記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以

上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細 則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	本	上	崇
理 事	田	中	一 義
理 事	堤	佑	介
監 事	池	上	裕 也

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年9月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年6月30日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|-----|---------|-----------|
| (1) | 正会員入会金 | 0円 |
| | 正会員会費 | 年額 0円 |
| (2) | 賛助会員入会金 | 3,000円 |
| | 賛助会員会費 | 年額 3,000円 |

役 員 名 簿

特定非営利活動法人がもう身元保証協会

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の 有無
代 表 理 事	ほんじょう たかし 本 上 崇		無
理 事	たなか かずよし 田 中 一義		無
理 事	つつみ ゆうすけ 堤 佑介		無
監 事	いけがみ ゆうや 池 上 裕也		無

設 立 趣 旨 書

1 趣旨

国立社会保障・人口問題研究所の令和6年日本の世帯数の将来推計によると、今後高齢者の単独世帯は増加し、2050年には約1,084万世帯となり、世帯主が65歳以上の世帯に占める割合が45.1%、一般世帯総数に対する割合でも20.6%まで一貫して上昇すると推計されている。また、これに伴って将来的に高齢者単独世帯は、生涯未婚率・生涯無子率の上昇、家族関係の希薄化により、自身を支援してくれる家族・親族が全くいない、身寄りのない高齢者になる可能性が高い。

そして、身寄りのない高齢者または頼れる先のない障害者は、医療機関への入院、介護保険施設への入所など迅速にサービスを受けることができず、病状や介護状態の悪化につながる懸念がある。あるいは住まいを確保できずに住宅難民となる恐れもあり、いずれも当人にとって非常に大きな不利益となりつつあることは社会課題の一つである。

そこで、特定非営利活動法人がもう身元保証協会（以下、「当法人」という。）は、そのような身寄りのない方々へ生前事務の一つ、身元引受保証を軸として、身上監護、生活支援等や遺品整理を通して、これらの社会課題を是正できると考えている。

上記の活動を行うに際して各種契約を結ぶ必要があるので法人格が必要となってくる。しかし、当法人は営利を目的とするものではなく、会社組織は似つかわしくなく特定非営利活動法人への法人化が最適であると熟慮した。そこで、当法人は、特定非営利活動法人として高齢者や障害者など、身寄りのない方々に対して身元保証の引き受けを軸に、併せて生前事務等の相談支援をすることを継続的に取り組むことに至りました。

2 申請に至るまでの経過

2025年	3月	28日	特定非営利活動法人がもう身元保証協会の設立を構想
2025年	4月	10日	発起人会開催

令和 7 年 4 月 15 日

特定非営利活動法人がもう身元保証協会

設立代表者

氏 名 本上 崇

初 年 度 事 業 計 画 書

成立の日から令和8年6月30日まで
特定非営利活動法人がもう身元保証協会

I 事業の実施方針

初年度は事業の基盤の整備に重点を置く。より多くの市民の方々に、この活動を認知してもらうために行政や民間の組織と広く協力し、活動の周知を図りたい。また、活動を継続させるために、財務を含む事業計画の見直しを通して、持続可能な事業を目指す。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 生前事務(身上監護、身元引受保証、生活支援等)の受託事業

【内 容】高齢者や単身者を対象に、入院・入所時の身元保証、生活に関する見守り、通院・買物などの支援、死後事務契約の締結を含む総合的なサポートを行う。

【実施場所】大阪市城東区今福西三丁目2番2-207号(当法人事務所)

【実施日時】平日9:00~17:00

【事業の対象者】65歳以上の高齢者または医療・福祉的支援が必要な単身者・障がい者等で、身元保証人が確保できない方。

【収 益】5,000千円(入会金3,500千円、年会費1,500千円)

【費 用】4,610千円(内訳:人件費3,600千円、旅費交通費250千円、通信費250千円、支払手数料500千円、消耗品費10千円)

(2) 高齢者のための老人施設の紹介支援事業

【内 容】介護が必要となった高齢者に対し、ご本人やご家族の希望・状態に応じた適切な老人ホーム(有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅など)の情報提供および見学同行・手続き支援を行う。

【実施場所】大阪市城東区今福西三丁目2番2-207号(当法人事務所)

【実施日時】平日9:00~17:00

【事業の対象者】65歳以上の高齢者またはそのご家族、支援者(成年後見人等)

【収 益】0千円

【費 用】10千円(内訳:消耗品費10千円)

(3) ライフエンディングにかかる遺品整理事業

【内 容】死後の片付けに不安を抱える高齢者に対して、生前からの遺品整理相談および死後事務の一環として、信頼できる遺品整理業者の紹介、立ち会い、費用相場の説明、事前契約の支援を行う。

【実施場所】大阪府下の依頼者自宅または施設等(遺品整理が必要な場所)

【実施日時】平日9:00~17:00

【事業の対象者】死後の不安を抱える高齢者、生前整理を検討中の方、または遺族からの依頼者。

【収 益】0千円

【費 用】10千円(内訳:消耗品費10千円)

翌年度事業計画書

令和8年7月1日から令和9年6月30日まで
特定非営利活動法人がもう身元保証協会

I 事業の実施方針

初年度の活動を通して見えてきた課題を改善しつつ、引き続き活動周知を行い、法人のPR活動を通してより多くの市民の方に参加してもらえるよう注力したい。また、更なる活動内容の充実を図るため、寄付活動を募集することに重点を置いて活動を行っていく。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 生前事務(身上監護、身元引受保証、生活支援等)の受託事業

【内 容】高齢者や単身者を対象に、入院・入所時の身元保証、生活に関する見守り、通院・買物などの支援、死後事務契約の締結を含む総合的なサポートを行う。

【実施場所】大阪市城東区今福西三丁目2番2-207号(当法人事務所)

【実施日時】平日9:00～17:00

【事業の対象者】65歳以上の高齢者または医療・福祉的支援が必要な単身者・障がい者等で、身元保証人が確保できない方。

【収 益】6,500千円(入会金4,550千円、年会費1,950千円)

【費 用】5,530千円(内訳:人件費4,320千円、旅費交通費300千円、通信費300千円、支払手数料600千円、消耗品費10千円)

(2) 高齢者のための老人施設の紹介支援事業

【内 容】介護が必要となった高齢者に対し、ご本人やご家族の希望・状態に応じた適切な老人ホーム(有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅など)の情報提供および見学同行・手続き支援を行う。また、医療ソーシャルワーカー等との連携を進めていく。

【実施場所】大阪市城東区今福西三丁目2番2-207号(当法人事務所)

【実施日時】平日9:00～17:00

【事業の対象者】65歳以上の高齢者またはそのご家族、支援者(成年後見人等)

【収 益】0千円

【費 用】10千円(内訳:消耗品費10千円)

(3) ライフエンディングにかかる遺品整理事業

【内 容】死後の片付けに不安を抱える高齢者に対して、生前からの遺品整理相談および死後事務の一環として、信頼できる遺品整理業者の紹介、立ち会い、費用相場の説明、事前契約の支援を行う。また、信頼できる遺品整理業者と連携し、安心して任せられる体制の整備を進めていく。

【実施場所】大阪府下の依頼者自宅または施設等(遺品整理が必要な場所)

【実施日時】平日9:00～17:00

【事業の対象者】死後の不安を抱える高齢者、生前整理を検討中の方、または遺族からの依頼者。

【収 益】0千円

【費 用】10千円(内訳:消耗品費10千円)

初年度活動予算書

特定非営利活動法人がもう身元保証協会
成立の日から令和8年6月30日まで (単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2 寄付金及び助成金			
受取寄付金	0		
受取民間助成金	0	0	
3 事業収益			
生前事務の受託事業	5,000,000		
老人施設の紹介支援事業	0		
遺品整理事業	0	5,000,000	
4 その他収益			
雑収益	0	0	
経常収益計			5,000,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	3,000,000		
法定福利費	600,000		
人件費計	3,600,000		
(2) その他経費			
消耗品費	30,000		
支払手数料	500,000		
通信費	250,000		
旅費交通費	250,000		
その他経費計	1,030,000		
事業費計		4,630,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
支払手数料	160,000		
印刷製本費	200,000		
広告費	50,000		
旅費交通費	50,000		
その他経費計	460,000		
管理費計		460,000	
経常費用計			5,090,000
当期経常増減額			△ 90,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			△ 90,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			△ 90,000

翌年度活動予算書

特定非営利活動法人がもう身元保証協会
令和8年7月1日から令和9年6月30日まで (単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
止会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2 寄付金及び助成金			
受取寄付金	0		
受取民間助成金	0	0	
3 事業収益			
生前事務の受託事業	6,500,000		
老人施設の紹介支援事業	0		
遺品整理事業	0	6,500,000	
4 その他収益			
雑収益	0	0	
経常収益計			6,500,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	3,600,000		
法定福利費	720,000		
人件費計	4,320,000		
(2) その他経費			
消耗品費	30,000		
支払手数料	600,000		
通信費	300,000		
旅費交通費	300,000		
その他経費計	1,230,000		
事業費計		5,550,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
支払手数料	160,000		
印刷製本費	200,000		
広告費	50,000		
旅費交通費	50,000		
その他経費計	460,000		
管理費計		460,000	
経常費用計			6,010,000
当期経常増減額			490,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			490,000
前期繰越正味財産額			△ 90,000
次期繰越正味財産額			400,000